

アフラックでは、お客様の利便性向上のため、**Web 約款**をおすすめしています



○アフラックのホームページ(<https://www.aflac.co.jp/>)上で、いつでも
ご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。

○冊子の「ご契約のしおり・約款」のように**保管する必要がありません。**

照会・相談・苦情などのご連絡先

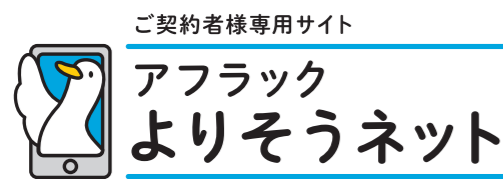
契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情については、下記の窓口でお受けします。

アフラック
コールセンター

通話料
無 料 **0120-5555-95**

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除きます。

ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」のご登録で、
便利なサービスをご利用いただけます



ご契約者様専用サイト

ご登録はとってもカンタン!

まずは下記より登録ページへアクセスし、
ご登録ください。

かんたんアフラック 検索

※法人契約の場合はご利用いただけません。

スマホは
こちらから



ご登録者様限定
ご利用いただけるサービスの一例

オンライン医療相談サービス
提供元: (株)メディカルノート

あなたの病気や身体についての疑問やお悩みに
プロの医療チームがオンラインでお応えします!

※本サービスは、診断その他の医療行為を
提供するものではありません。

月10回まで
相談無料

ご契約後、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は
指定代理請求人に必ずお知らせください。

お問い合わせ、お申込みは
〈募集代理店〉

- 本冊子に記載の保障内容などは、2022年3月22日現在のものです。
- 本冊子に記載の「当社」とは引受保険会社のことをいいます。
- 契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル

URL <https://www.aflac.co.jp/>

アフラックは代理店制度を採用しています。

募集代理店は、当社以外の保険商品を取扱っている場合があります。

詳しくは募集代理店にお問い合わせください。

お申込みいただく前に

契約概要・注意喚起情報・その他重要事項

あなたの保障を最新化
医療保険



ご契約に関する大切な事項を記載したものです。
お申込み前に必ずお読みいただき大切に保管してください。

※現在ご契約中の「医療保険」に必要な保障を中途付加することにより、
アフラックで最新の保障にすることができます。

※「医療保険 EVER Primeプラス」は医療保険に中途付加する特約の総称です。

「本冊子」や「ご契約のしおり・約款」には、ご契約に関する重要事項を記載していますので、必ずお読みください。

本冊子

契約概要

P.01~24

01	特長	01
02	契約内容(保険期間、保険料払込期間など)	02
03	給付金などのお支払い	07
04	契約者配当金・解約払戻金	18
05	保険料の払込方法	19
06	保険料払込経路(中途付加日など)	21
07	保険料に関する留意事項	21
08	お引受けの条件	23
09	特約の更新・継続	24

注意喚起情報

P.25~34





01	反社会的勢力に該当する場合	25
02	告知義務	26
03	お申込みの撤回または解除	27
04	保障の開始	28
05	お支払いできない場合	29
06	給付金・保険金などのご請求	30
07	ご契約の失効・復活	31
08	解約と解約払戻金	32
09	新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し	32
10	ご契約内容の見直し方法	33
11	保険会社の業務または財産の状況が変化した場合	34
12	相談・照会・苦情の窓口	34

その他重要事項

P.35~37

01	個人情報の取扱い (保険契約者および被保険者の皆様へ)	35
02	ダックの医療相談サポート	36

本冊子で使用するマークについて

	特にご確認いただきたい内容のうち、お客様にとって不利益となる事項を記載しています。		条件など補足事項を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。		保険の専門用語などについて記載しています。

ご契約のしおり・約款

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、お手続きなどをわかりやすく説明しています。

約款

「普通保険約款」「特約条項」など、ご契約についてのとりきめを詳しく説明しています。

契約概要

1

この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認** **いただきたい事項**を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

2

支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。

ご契約に際しては「**注意喚起情報**」のほか、支払事由や制限事項の詳細、主な保険用語の説明などについては、「**ご契約のしおり・約款**」をご確認ください。

01 特長

現在ご契約中の医療保険に特約を付加することで、保障を最新化することができます。

02 契約内容(保険期間、保険料払込期間など)

各特約の中途付加対象となるご契約中の医療保険

本冊子ではご契約中の商品について、「正式名称」で記載しています。販売名称と正式名称については、以下をご確認ください。

販売名称	正式名称
一生いっしょの医療保険 EVER(*1)	疾病入院保険
将来、保険料が半額になる医療保険 EVER HALF もらえる頼れる医療保険 EVER ボーナス	医療保険〔2005〕
将来、保険料がゼロになる医療保険 EVER 払済タイプ	
もっと頼れる医療保険 新EVER	医療保険〔2009〕
ちゃんと応える医療保険 EVER	医療保険〔無解約払戻金〕
ちゃんと応える医療保険 レディースEVER	
ちゃんと応える医療保険 介護EVER	
医療保険 EVER Prime	医療保険〔無解約払戻金2020〕
医療保険 レディース EVER Prime	
引受基準緩和型医療保険 やさしいEVER	引受基準緩和型医療保険
健康に不安がある人も入りやすい医療保険 新やさしいEVER	引受基準緩和型新医療保険
もっとやさしいEVER	引受基準緩和型医療保険〔無解約払戻金〕
ちゃんと応える医療保険 やさしいEVER	引受基準緩和型医療保険A〔無解約払戻金〕

(*1)短期入院追加特約および低解約払戻金特約が付加された疾病入院保険のうち、保険金不担保特約が付加されていないものも含まれます。

中途付加できる特約

販売名称	正式名称
三大疾病無制限入院特約(*2)	三大疾病無制限入院特約〔2020〕
通院特約(*3)	通院特約〔2020〕
女性疾病入院特約(*4)	女性疾病入院特約〔2020〕
女性特定手術特約	女性特定手術特約
三大疾病一時金特約	三大疾病一時金特約〔2020〕
特定生活習慣病保障特約	特定生活習慣病保障特約
就労所得保障一時金特約	就労所得保障一時金特約
精神疾患保障一時金特約(*5)	精神疾患保障一時金特約
介護一時金特約	介護一時金特約
認知症介護一時金特約	認知症介護一時金特約
ケガの特約	傷害特約〔医療保険〕
総合先進医療特約	総合先進医療特約〔2012〕
入院一時金特約(*6)	入院一時金特約〔2020〕
終身特約	終身特約〔低解約払戻金〕

(*2)「長期入院給付特約〔A〕」「長期入院給付特約〔B〕」「長期入院給付特約〔2009〕」「長期入院給付特約〔2009E〕」「三大疾病無制限型長期入院特約」が付加されている場合は、中途付加できません。

(*3)現在ご契約中の「医療保険」が「疾病入院保険」の場合、主契約に「災害入院特約」および「手術特約」が付加されている場合のみ、中途付加できます。

(*4)主契約の入院給付金日額が5,000円未満の場合、中途付加できません。

(*5)「就労所得保障一時金特約」と同時にお申込みいただく場合か、ご契約中の主契約に「就労所得保障一時金特約」が付加されている場合のみ、中途付加できます。

(*6)現在ご契約中の「医療保険」が「疾病入院保険」の場合、主契約に「災害入院特約」が付加されている場合のみ、中途付加できます。



以下の主契約については特約を中途付加することはできません。

- ①主契約が有効な状態ではない場合(失効中の契約を含む)
- ②主契約の保険料払込期間が2年払済/5年払済/10年払済の場合
- ③主契約が保険料払込期間満了後の場合
- ④主契約が保険料払込免除となっている契約
- ⑤前納期間中の契約
- ⑥その他、会社の定める条件を満たさないとき

■「特別保険料率に関する特則」について

・被保険者の健康状態によっては、本特則を付加することで保険料を割増して、ご契約をお引受けする場合があります。

・本特則を付加してお申込みいただいた場合でも、健康状態によっては、お申込みの特約のすべて、または一部について本特則を付加せずにご契約をお引受けする場合があります。

・「女性特定手術特約」「特定生活習慣病保障特約」「就労所得保障一時金特約」「精神疾患保障一時金特約」「ケガの特約」には、本特則の取扱いはありません。ただし、主契約に「三大疾病保険料払込免除特約」「三大疾病保険料払込免除特約〔2020〕」「引受基準緩和型三大疾病保険料払込免除特約」が付加されている場合、中途付加した特約に適用される「三大疾病保険料払込免除特約」「三大疾病保険料払込免除特約〔2020〕」「引受基準緩和型三大疾病保険料払込免除特約」の保険料率は、特約中途付加時点の健康状態で判定された保険料率が適用されます(「ケガの特約」は除く)。

・本特則の条件を付けてお引受けする場合、お客様あてに書面または募集代理店を通じてその条件をご提示しますので、ご承諾いただければご契約は成立します。ご承諾にあたっては、所定の「承諾書」をご提出いただく場合があります。

・本特則のみを解約することはできません。

●主契約が引受基準緩和型の医療保険または「特別保険料率に関する特則」が付加されている医療保険〔無解約払戻金〕および医療保険〔無解約払戻金2020〕の場合、特約中途付加時点の健康状態によっては、特約を中途付加するよりも「特別保険料率に関する特則」が付加されていない医療保険〔無解約払戻金2020〕に新たに加入する方が保険料が安くなる場合があります。

次ページへ続く▶

▶ 前ページからの続き

特約の保険期間、保険料払込期間

主契約の種類や特約の種類によって、保険期間、保険料払込期間が異なります。

※特約中途付加した場合、特約保険料の払方タイプが半額タイプの取扱いはありません。

特約名称	特約の保険期間	特約の保険料払込期間
三大疾病無制限入院特約 通院特約	終身	終身/60歳払済/65歳払済(*1)
女性疾病入院特約		
三大疾病一時金特約		
特定生活習慣病保障特約		
介護一時金特約		
認知症介護一時金特約		
入院一時金特約		
終身特約		
就労所得保障一時金特約	60歳満期	60歳
精神疾患保障一時金特約	65歳満期	65歳
	70歳満期	70歳
女性特定手術特約	10年満期(*2)(*3)	10年(*3)
総合先進医療特約		
ケガの特約	1年満期(*4)(*5)	1年(*5)

(*1) 主契約が「疾病入院保険」、「医療保険[2005]（「将来、保険料がゼロになる医療保険EVER 払済タイプ」を除く）、「引受基準緩和型医療保険」、「引受基準緩和型新医療保険」、「引受基準緩和型医療保険[無解約払戻金]」または「引受基準緩和型医療保険A[無解約払戻金]」で、特約を中途付加する場合は、60歳払済・65歳払済の取扱いはありません。
また、主契約の保険料払込期間が終身の場合も、60歳払済・65歳払済の取扱いはありません。

(*2) 自動更新により、所定の年齢まで保障を継続することができます。

(*3) 主契約の保険料払込期間が払済の場合の特約保険期間の満了の時期は、次のいずれか早い方となります。

①特約の中途付加日(用語)の直前の主契約の年単位の契約応当日(用語) (中途付加日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日)から10年後の時点

②主契約の保険料払込期間満了日

(*4) 最長70歳まで保障を継続することができます。

(*5) 特約の付加日が主契約の年単位の契約応当日と一致する場合は1年です。特約の付加日と主契約の年単位の契約応当日と異なる場合は、初年度が特約の付加日から主契約の年単位の契約応当日の前日までで、次年度以降は1年となります。

▶▶特約の更新・継続について、詳しくは09 特約の更新・継続 [P.24] をご確認ください。

用語

●「中途付加日」とは

特約を主契約に中途付加して締結する際に、ご契約者が指定した月の主契約の契約応当日をいいます。

●「契約応当日」とは

ご契約後の保険期間中に迎える、契約日に対応する日をいいます。

■「リビング・ニーズ特約」について

「終身特約」と同時に「リビング・ニーズ特約」を付加できます。

被保険者の余命が6か月以内と判断されるときにリビング・ニーズ保険金をお支払いします。

▶▶詳しくはしおり「リビング・ニーズ特約」について をご確認ください。

■「指定代理請求特約」(代理人による請求)について

被保険者が受取人となる給付金・保険金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が被保険者に代わって請求できます(法人契約で受取人が法人の場合を除きます)。

▶▶詳しくはしおり「指定代理請求特約」について をご確認ください。

「指定代理請求特約」を付加する場合、別途手続きが必要となります(この冊子に記載の他の特約を中途付加されても自動的に付加されません)。詳しくは当社または募集代理店にお問い合わせください。

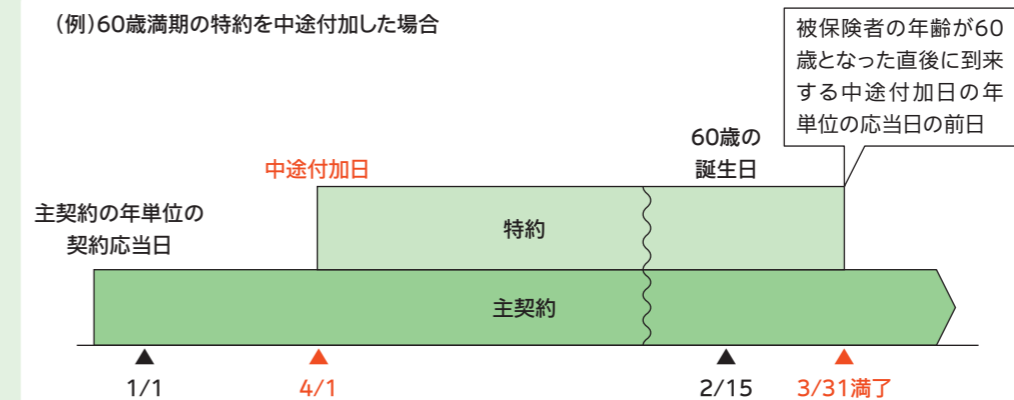
特約を中途付加した場合の特約の保険期間について

保険期間が60・65・70歳満期の特約を中途付加した場合の取扱いについて

①主契約の保険料払込期間が終身の場合

・特約の保険期間の満了の時期は、特約の中途付加日を基準として定まります。

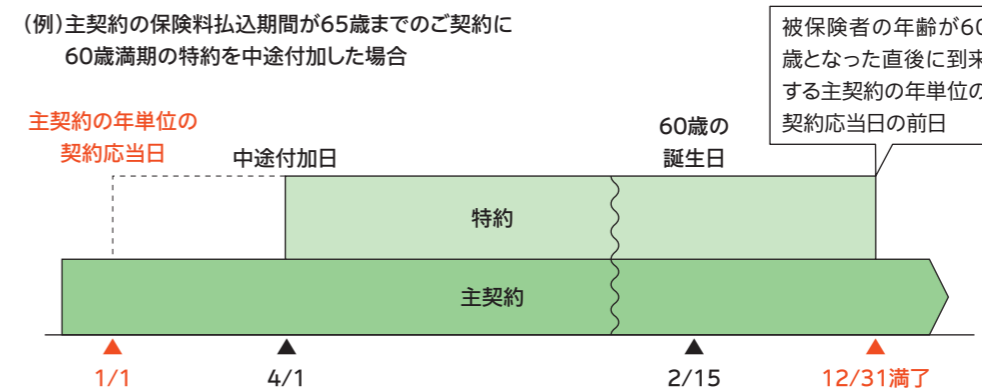
(例)60歳満期の特約を中途付加した場合



②主契約の保険料払込期間が払済タイプの場合

・特約の保険期間の満了の時期は、主契約の年単位の契約応当日を基準として定まります。

(例)主契約の保険料払込期間が65歳までのご契約に60歳満期の特約を中途付加した場合



▶ 次ページへ続く ▶

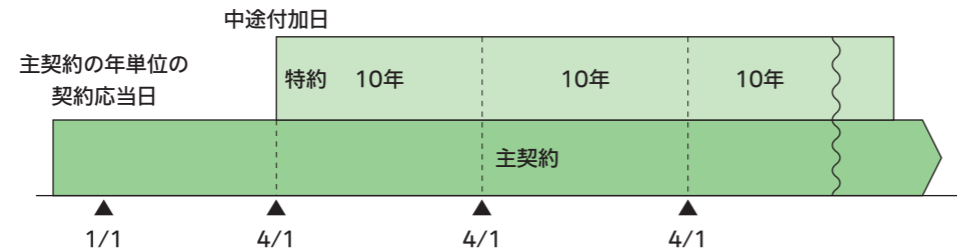
▶ 前ページからの続き

保険期間が10年満期の特約を中途付加した場合の取扱いについて

①主契約の保険料払込期間が終身の場合

・特約の保険期間の満了の時期は、特約の中途付加日から10年後の時点となります。

(例)月払の場合



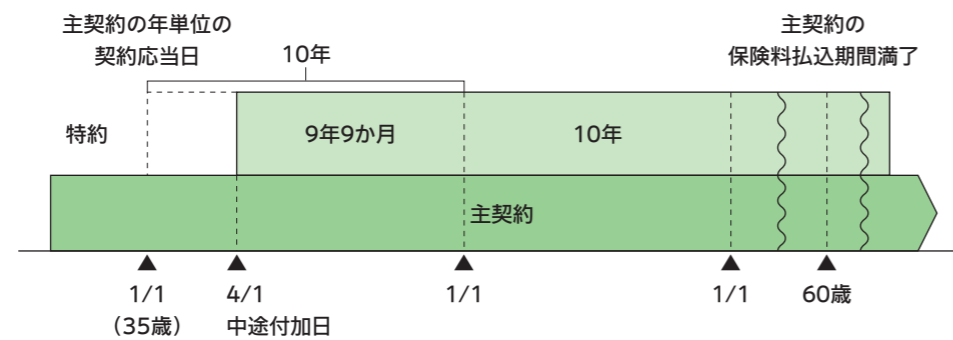
②主契約の保険料払込期間が払済タイプの場合

・特約の保険期間の満了の時期は、次のいずれか早い方となります。

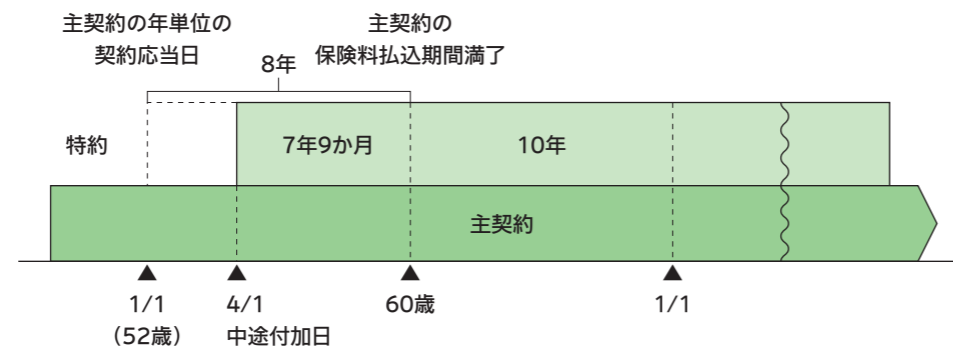
A	特約の中途付加日の直前の主契約の年単位の契約応当日(中途付加日と主契約の年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日)から10年後の時点
B	主契約の保険料払込期間満了日

(例)

A:主契約の保険料払込期間が60歳までの契約に、35歳で特約中途付加した場合



B:主契約の保険料払込期間が60歳までの契約に、52歳で特約中途付加した場合



03 給付金などのお支払い

▶▶参照 しおり 各種特約のお支払いについて

支払事由などについては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

具体的な支払額については「パンフレット」などの給付金額が記載されているページをご確認ください。

特約名称	給付金名称	支払事由	支払額	支払限度
三大疾病無制限入院特約〔2020〕	三大疾病無制限入院給付金	つぎの①および②を満たす入院をしたとき ①がん(悪性新生物)、心疾患または脳血管疾患の治療を目的とする入院(*1) ②つぎの(ア)または(イ)のいずれかに該当する入院 (ア)主契約(*2)で支払われる1回の入院(用語)の支払限度日数をこえる入院 (イ)主契約(*2)で支払われる入院給付金の通算支払限度日数をこえる入院	特約給付金額×支払事由を満たす入院日数	支払日数無制限

(*1) 脳血管疾患を原因とする血管性認知症の治療を目的とした精神病床における入院は、脳血管疾患の治療を直接の目的とする入院には該当しません。

(*2) 主契約が「疾病入院保険」の場合は、「主契約」または「災害入院特約」とします。

▶ 次ページへ続く ▶

用語

●「1回の入院」とは

【主契約が「疾病入院保険」、「医療保険〔2005〕」、「医療保険〔2009〕」、「引受基準緩和型医療保険」、「引受基準緩和型新医療保険」、「引受基準緩和型医療保険〔無解約払戻金〕」の場合】

疾病入院給付金	主契約の疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、それらの入院の原因が同一かまたは医学上重要な関係があり、前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始したとき
災害入院給付金	主契約(*3)の災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、それらの入院の原因となった不慮の事故が同一であるとき

(*3) 主契約が「疾病入院保険」の場合は、「災害入院特約」とします。

【主契約が「医療保険〔無解約払戻金〕」、「医療保険〔無解約払戻金2020〕」、「引受基準緩和型医療保険A〔無解約払戻金〕」の場合】

疾病入院給付金	主契約の疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始したとき(同一の病気であるか否かを問いません)
災害入院給付金	主契約の災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合で、前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始したとき(同一の不慮の事故であるか否かを問いません)

▶ 前ページからの続き

特約名称	給付金名称	支払事由	支払額	支払限度
通院特約 〔2020〕	疾病通院給付金	疾病通院期間 中に、つぎの①から③のいずれかに該当する通院をしたとき ①主契約の疾病入院給付金が支払われる入院の原因となった病気の治療を目的とする通院 ②主契約または「手術特約」の手術給付金が支払われる手術(*1)の原因となった病気の治療を目的とする通院 ③主契約の放射線治療給付金が支払われる放射線治療(*2)の原因となった病気の治療を目的とする通院	1日につき 特約給付金額	<ul style="list-style-type: none"> • 病気・ケガそれぞれ 疾病・災害通院期間中、最高30日まで • 病気・ケガそれぞれ 通算1,095日まで
	災害通院給付金	災害通院期間 中に、つぎの①から③のいずれかに該当する通院をしたとき ①主契約または「災害入院特約」の災害入院給付金が支払われる入院の原因となった不慮の事故によるケガの治療を目的とする通院 ②主契約または「手術特約」の手術給付金が支払われる手術(*1)の原因となった不慮の事故によるケガの治療を目的とする通院 ③主契約の放射線治療給付金が支払われる放射線治療(*2)の原因となった不慮の事故によるケガの治療を目的とする通院		
女性疾病入院特約 〔2020〕	女性疾病入院給付金	女性特定疾病の治療を目的として入院したとき	1日につき 女性疾病入院給付金 日額	<ul style="list-style-type: none"> • 1回の入院 に つき最高60日 (120日型は120日)まで • 通算1,095日まで

(*1) 骨髄幹細胞の採取術を除きます。

(*2) 主契約が「疾病入院保険」、「医療保険〔2005〕」または「引受基準緩和型医療保険」の場合は、[P.15](#)をご確認ください。

用語

● 「疾病(災害)通院期間」とは

つぎの①および②を合わせた期間

①入院開始日の前日または手術(*1)もしくは放射線治療を受けた日から遡って、60日以内の期間

②退院日の翌日または手術(*1)もしくは放射線治療を受けた日の翌日から120日以内の期間

※入院・手術・放射線治療を2回以上した場合で、疾病通院期間が重複する場合には、重複したすべての疾病通院期間の初日から最終日までの期間を同一の疾病通院期間とします。(災害通院期間についても同様です)

● 「1回の入院」とは

つぎの場合は1回の入院とみなし、支払限度日数60日(120日型は120日)を適用します。

女性疾病入院給付金 支払事由に該当する入院の退院日の翌日から180日以内に、同一または医学上重要な関係がある入院をした場合

特約名称	給付金名称	支払事由	支払額	支払限度
女性特定手術特約	女性特定手術給付金	病気・ケガの治療を目的として つぎの手術を受けたとき ・乳房観血切除術 (乳腺腫瘍摘出術を含む) ・子宮全摘出術 ・卵巣全摘出術	1回につき 20万円	更新後の保険期間を含め、 ・乳房観血切除術：1乳房につき1回ずつ ・子宮全摘出術：1回 ・卵巣全摘出術：1卵巣につき1回ずつ
	乳房再建給付金	女性特定手術給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について乳房再建術を受けたとき	1回につき 50万円	更新後の保険期間を含め、 1乳房につき1回ずつ
三大疾病一時金特約 〔2020〕	三大疾病一時金	①第1回 つぎのいずれかに該当したとき (ア)初めてがん(悪性新生物)と診断確定されたとき (イ)急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として、手術または入院(*3)をしたとき (ウ)心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞および脳卒中を除く)の治療を直接の目的として、手術または継続10日以上入院(*3)をしたとき ②第2回以降 前回の三大疾病一時金のお支払いから1年以上経過後に、つぎのいずれかに該当したとき (ア)がん(悪性新生物)でつぎのいずれかに該当したとき (a)初めてがんと診断確定されたとき (b)上記(a)以外の場合：がんと診断確定されていて、治療を直接の目的として入院をしているとき (イ)急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的として、手術または入院(*3)をしたとき (ウ)心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞および脳卒中を除く)の治療を直接の目的として、手術または継続10日以上入院(*3)をしたとき	1回につき 特約給付金額	<ul style="list-style-type: none"> • 1年に1回を限度 • 支払回数無制限

(*3) 脳血管疾患を原因とする血管性認知症の治療を目的とした精神病床における入院は、脳血管疾患の治療を直接の目的とする入院には該当しません。

▶ 次ページへ続く

▶ 前ページからの続き

特約名称	給付金名称	支払事由	支払額	支払限度
特定生活習慣病保障特約	特定生活習慣病保障給付金	【第1回】 つぎの①から③のいずれかに該当したとき ①肝硬変または慢性膵炎で入院したとき ②慢性腎不全でつぎのいずれかに該当したとき (ア)永続的な人工透析療法を開始したとき (イ)腎移植術を受けたとき ③糖尿病を原因としてつぎのいずれかに該当したとき (ア)糖尿病性網膜症で網膜または硝子体に対する手術を受けたとき (イ)糖尿病性壊疽で手指または足指の第一関節以上の切断術(四肢切断術を含む)を受けたとき	特約給付金額	1回限り
		【第2回以降第5回まで】 第1回の給付金の支払事由が該当日の後に到来する支払事由が該当日の年単位の応当日に被保険者が生存しているとき	特約給付金額×50%	4回
就労所得保障一時金特約	就労所得保障一時金	就労困難状態A に該当し、その状態が該当した日からその日を含めて60日継続したとき 医師によって診断されたとき	特約給付金額	1回限り

- **就労困難状態A**とは、つぎの①②いずれかに該当する状態をいいます。

①入院	医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること
②在宅療養	つぎのいずれかに該当する状態 (ア)医師の指示にもとづく在宅療養 医師による治療(*1)が継続しており、かつ日本国内にある自宅など(障害者支援施設などを含みます)で、医師の医学管理下において計画的な治療に専念し(*2)、自宅などからの外出が困難な状態(*3) (イ)特定障害状態 国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に相当するものとして約款に定めた状態 (ウ)障害等級1級または2級に認定 国民年金法にもとづき、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に認定された状態(*4)(*5)

- (*1) 在宅療養における「医師による治療」は、手術、放射線治療、処置、投薬、リハビリを含み、検査、経過観察、指導および医業類似行為(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうおよび柔道整復など)は含みません。また、就労困難状態となった原因の疾病または傷害の改善のために行われる医療行為を指し、症状が固定し、それ以上の改善が見込めないものは該当しません。例えば、再発防止や疾病予防を目的とする投薬のみを行っているケースは該当しません。なお、治療としてのリハビリは、医師の指示による資格を持った医療従事者の観察補助のもと計画的に自宅および施設内で行われる医学的リハビリテーションをいいます。例えば、散歩、買い物などの行為は、リハビリに該当しません。

- (*2) 医師の指示に従わず、必要な治療を行わない場合は、治療に専念していることにはなりません。例えば、アルコール性肝疾患で禁酒の指示が出されているにもかかわらず、飲酒している場合は、治療に専念していることにはなりません。
- (*3) 「自宅などからの外出が困難な状態」とは、つぎの①および②を満たすものをいいます。
①病院または診療所への通院など治療のために最低限必要な外出を除き、活動の範囲が自宅などに制限されていること
②上記①の活動範囲の制限が、医師により証明された医学的な原因にもとづくこと
- (*4) 国民年金の保険料未納などの特別な事情で障害等級1級または2級に認定されない場合で、障害等級1級または2級と同程度の状態であると医師による証明があり、かつ、当社が認めたときは、障害等級1級または2級に認定された状態とみなします。
- (*5) 障害等級1級の第11号または2級の第17号に該当する場合(複数の障害があり、併合認定されている場合)で、「精神障害以外の障害または病状」が障害等級2級に満たない状態を除きます。

特約名称	給付金名称	支払事由	支払額	支払限度
精神疾患保障一時金特約	精神疾患保障一時金	所定の 精神疾患 により、 就労困難状態B に該当し、その状態が該当した日からその日を含めて60日継続したとき 医師によって診断されたとき	特約給付金額	1回限り

精神疾患とは、つぎの状態などを指します。

- 症状性を含む器質性精神障害
- 精神作用物質使用による精神および行動の障害
- 統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害
- 気分[感情]障害
- 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
- 生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群
- 成人の人格および行動の障害

- **就労困難状態B**とは、つぎの①から③いずれかに該当する状態をいいます。

①入院	医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること
②国民年金法にもとづき、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に認定された状態(*6)	
③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にもとづき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条に定める障害等級1級または2級に認定された状態	

- (*6) 障害等級1級の第11号または2級の第17号に該当する場合(複数の障害があり、併合認定されている場合)で、精神障害が障害等級2級に満たない状態を除きます。

▶ 次ページへ続く

▶ 前ページからの続き

特約名称	給付金名称	支払事由	支払額	支払限度
介護一時金特約	介護一時金	つぎの①から③いずれかに該当したとき ①公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ②日常生活動作における要介護状態(*1)が180日以上継続したと医師によって診断されたとき ③認知症による要介護状態(*2)が90日以上継続したと医師によって診断されたとき	特約給付金額	1回限り
認知症介護一時金特約	認知症介護一時金	認知症による要介護状態(*2)が90日以上継続したと医師によって診断されたとき	特約給付金額	1回限り

(*1) 「日常生活動作における要介護状態」とは、つぎの(1)(2)両方に該当し、かつ、他人の介護を要する状態をいいます。

(1) つぎの①②いずれか1項目以上について、「全介助を要する状態」であること
①寝返り ②歩行

(2) つぎの①から④のうち、いずれか2項目以上について、「一部介助を要する状態」または「全介助を要する状態」であること

①衣服の着脱 ②入浴 ③食物の摂取 ④排泄

※「日常生活動作における要介護状態」の判定基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。

(*2) 「認知症による要介護状態」とは、器質性認知症と診断され、意識障害のない状態において見当識障害がある状態をいいます。

「器質性認知症」とは、つぎの(1)(2)両方に該当する所定の認知症をいいます。

(1) 脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷を有すること

(2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

「見当識障害」とは、つぎの(1)から(3)いずれかに該当することをいいます。

(1) 常時、時間の見当識障害があること

・季節または朝、真昼、夜のいずれかの認識ができないこと

(2) 場所の見当識障害があること

・今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができないこと

(3) 人物の見当識障害があること

・日頃接している家族または日頃接している周囲の人の認識ができないこと

特約名称	給付金名称	支払事由	支払額	支払限度
傷害特約 〔医療保険〕 (ケガの特約)	特定損傷給付金	不慮の事故による骨折、関節脱臼、腱の断裂の治療を事故の日から180日以内に受けたとき	1回につき 特定損傷給付金額	<ul style="list-style-type: none"> 同一の事故によるお支払いは1回のみ 継続後の保険期間を含め、10回まで
	災害通院給付金	不慮の事故によるケガの治療を目的として、事故の日から180日以内に通院したとき	1日につき 災害通院給付金日額	<ul style="list-style-type: none"> 同一の事故につき最高30日まで 継続後の保険期間を含め、180日まで
総合先進医療特約〔2012〕	先進医療給付金	病気・ケガで 先進医療  補足 を受けたとき	1回につき 先進医療にかかる技術料のうち自己負担額と同額	更新後の保険期間を含め、通算2,000万円まで
入院一時金特約〔2020〕	入院一時金	主契約(*3)の疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われる入院をしたとき	1回の入院につき 特約給付金額	支払回数無制限(*4)
終身特約 〔低解約払戻金〕	特約死亡保険金	死亡したとき	特約保険金額	—
	特約高度障害保険金	病気・ケガを原因として所定の高度障害状態になったとき		
リビング・ニーズ特約	リビング・ニーズ保険金	余命が6か月以内と判断されるとき	指定保険金額  用語 を基準として計算した金額	1回限り

(*3) 主契約が「疾病入院保険」の場合は、「主契約」または「災害入院特約」とします。

(*4) 複数回入院した場合は、[P.17](#)をご確認ください。

➕ 補足

「先進医療」とは

公的医療保険制度の給付対象となっていない先進的な医療技術のうち、厚生労働大臣が認める医療技術のことです。

また、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)

および実施する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関)が限定されています。

厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されます。

※公的医療保険制度の給付について

「先進医療」を受けた場合、一般の保険診療と共通する部分の費用

(診察・検査・投薬・入院料など)は、公的医療保険制度の給付対象となります。

ただし、「先進医療」の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。

▶ 次ページへ続く

📖 用語

● 「指定保険金額」とは

- ・「終身特約」の特約保険金額のうち、被保険者が指定する保険金額
- ・支払額は、指定保険金額から、保険金請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息・保険料相当額を差し引いた金額

保障内容に関する注意事項

詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

三大疾病無制限入院特約〔2020〕

- 主契約が「疾病入院保険」または「医療保険〔2005〕」の場合で、「三大疾病無制限入院特約」の支払事由に該当する入院中につきのいずれかの事由が発生し、その事由が生じた時を含んで継続している入院は、三大疾病無制限入院給付金の支払いが継続する期間に限り、この特約の保障期間中の入院とみなして取扱います。

疾病入院保険	①主契約の疾病入院給付金の支払日数が主契約に定める通算支払限度に達したことにより、この特約が消滅したとき ②主契約の高度障害保険金が支払われたことにより、この特約が消滅したとき
医療保険〔2005〕	①主契約の高度障害保険金が支払われたことにより、この特約が消滅したとき

三大疾病一時金特約〔2020〕

- 主契約が「疾病入院保険」または「医療保険〔2005〕」の場合で、心疾患または脳血管疾患により入院を開始した日からその日を含めて10日を経過する前に、つぎのいずれかの事由によりこの特約が消滅し、消滅後にその入院が継続して10日に達したときは、三大疾病一時金をお支払いします。

疾病入院保険	①主契約の疾病入院給付金の支払日数が主契約に定める通算支払限度に達したこと ②主契約の高度障害保険金が支払われたこと
医療保険〔2005〕	①主契約の高度障害保険金が支払われたこと

- がん(悪性新生物)の保障開始には、3か月の **待ち期間** があります。詳しくは **注意喚起情報 P.28** をご確認ください。3か月の **待ち期間** の間にかん(悪性新生物)と診断確定された場合、がん(悪性新生物)は保障の対象とはなりません。診断確定の日から6か月以内に契約者からお申し出があったときは、「三大疾病一時金特約」を無効とします。お申し出がないときは、心疾患・脳血管疾患を対象として保障を継続します。

「三大疾病無制限入院特約」「三大疾病一時金特約」の対象となる「三大疾病」とはつぎのとおりです。

対象となる疾病	疾病の例と注意事項
①がん(悪性新生物)	<ul style="list-style-type: none"> 約款に分類されている悪性新生物。 大腸の粘膜内がんなどの上皮内新生物、子宮筋腫などの良性新生物は対象になりません。
②心疾患	<ul style="list-style-type: none"> 約款に定める心疾患。
	急性心筋梗塞
	<ul style="list-style-type: none"> 急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞の2疾病で、冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥ったものをいいます。
③脳血管疾患	<ul style="list-style-type: none"> 約款に定める脳血管疾患。
	脳卒中
	<ul style="list-style-type: none"> くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の3疾病で、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こしたものをいいます。

通院特約〔2020〕

支払対象	往診
支払対象外	薬の受取りのみの場合など

- 入院している日については、**疾病通院給付金・災害通院給付金はお支払いしません。**
- 疾病通院給付金と災害通院給付金の両方の支払事由に該当した場合は、**災害通院給付金をお支払いします。**

- 主契約が「疾病入院保険」、「医療保険〔2005〕」または「引受基準緩和型医療保険」の場合、つぎのように取扱います。

- 支払事由の「主契約の放射線治療給付金が支払われる放射線治療」は「主契約または「手術特約」の手術給付金が支払われる放射線治療」とします。
- つぎのいずれかの事由が生じたときを含んで継続している疾病(災害)通院期間中に、支払事由に該当する通院をしたときは、この特約の保障期間中の通院とみなします。

疾病入院保険 医療保険〔2005〕	①災害通院給付金の災害通院保障期間が満了したとき ②主契約の高度障害保険金が支払われたことにより、この特約が消滅したとき
引受基準緩和型医療保険	①災害通院給付金の災害通院保障期間が満了したとき

- 災害通院保障期間は満90歳に達した後に到来する最初の主契約の年単位の契約当日の前日までとなります。

女性疾病入院特約〔2020〕

支払対象	女性特有の病気	切迫流産、妊娠悪阻、卵巣機能障害、子宮体がん、子宮頸部上皮内新生物 など
	女性がかかりやすい病気	乳がん、関節リウマチ、甲状腺機能低下症、貧血、腎盂腎炎、膀胱炎、下肢静脈瘤 など
	悪性新生物・上皮内新生物	肺がん、大腸の粘膜内がん など
支払対象外	正常分娩、美容上の処置、病気を直接の原因としない不妊手術など	

- 主契約の疾病入院給付金の支払事由に該当する場合は**重複してお支払いします。**
- 主契約が「疾病入院保険」または「医療保険〔2005〕」の場合で、「女性疾病入院特約」の支払事由に該当する入院中につきのいずれかの事由によりこの特約が消滅したときは、消滅したときを含んで継続している入院については、この特約の保障期間中の入院とみなして取扱います。

疾病入院保険	①主契約の疾病入院給付金の支払日数が主契約に定める通算支払限度に達したこと ②主契約の高度障害保険金が支払われたこと
医療保険〔2005〕	①主契約の高度障害保険金が支払われたこと

女性特定手術特約

- 乳房に関する保障開始には、3か月の **待ち期間** があります。詳しくは **注意喚起情報 P.28** をご確認ください。

女性特定手術給付金

支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 診断および生検などの検査のための手術 両側の乳房観血切除術を同時に受けた後の、片側または両側の乳房への再度の乳房観血切除術 傷の処置(創傷処理、デブリードマン) 皮膚の切開術
-------	--

- 両側の乳房を同時に切除した場合、または両側の卵巣を同時に摘出した場合には、給付金は**重複してお支払いしません。**
- 乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術のうち2種類以上の手術を同時に受けた場合は、いずれか1種類の手術についてのみ給付金をお支払いします。

乳房再建給付金

支払対象外	両側の乳房再建術を同時に受けた後の、片側または両側の乳房への再度の乳房再建術
-------	--

- 両側の乳房再建術を同時に受けた場合、給付金は**重複してお支払いしません。**

▶ 前ページからの続き

特定生活習慣病保障特約

- 第1回の支払事由の複数に該当することとなった場合でも、給付金は**重複してお支払いしません**。

就労所得保障一時金特約

支払対象	<ul style="list-style-type: none"> てんかんと診断され、就労困難状態A に該当した場合
支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 働けない状態であっても、約款に定める 就労困難状態A に該当していないとき 精神障害や妊娠・出産などを原因として 就労困難状態A に該当したとき 医師の指示がないにも関わらず、自らの意思で自宅などにとどまっているとき(*1) 医師による治療を受けている場合でも、外出できる状態のとき(*1) (病院または診療所への通院など治療のために最低限必要な外出を除く)

(*1) 特定障害状態に該当している場合または障害等級1級・2級に認定されている場合を除きます。

- 「就労所得保障一時金特約」の保険期間満了前60日以内に **就労困難状態A** に該当し、保険期間満了後にその **就労困難状態A** が60日継続したと医師によって診断された場合、一時金をお支払いします。
- 主契約が「疾病入院保険」または「医療保険〔2005〕」の場合で、**就労困難状態A** に該当した日からその日を含めて60日経過する前につきのいずれかの事由によりこの特約が消滅し、消滅後にその **就労困難状態A** が60日継続したと医師により診断されたときは、就労所得保障一時金をお支払いします。

疾病入院保険	①主契約の疾病入院給付金の支払日数が主契約に定める通算支払限度に達したこと ②主契約の高度障害保険金が支払われたこと
医療保険〔2005〕	①主契約の高度障害保険金が支払われたこと

※ **就労困難状態A** については、[P.10](#)をご覧ください。

精神疾患保障一時金特約

支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる精神疾患で、医師の指示にもとづき在宅療養をしている場合 てんかんと診断され、就労困難状態B に該当した場合
-------	--

- 「精神疾患保障一時金特約」の保険期間満了前60日以内に **就労困難状態B** に該当し、保険期間満了後にその **就労困難状態B** が60日継続したと医師によって診断された場合、一時金をお支払いします。
- 主契約が「疾病入院保険」または「医療保険〔2005〕」の場合で、**就労困難状態B** に該当した日からその日を含めて60日経過する前につきのいずれかの事由によりこの特約が消滅し、消滅後にその **就労困難状態B** が60日継続したと医師により診断されたときは、精神疾患保障一時金をお支払いします。

疾病入院保険	①主契約の疾病入院給付金の支払日数が主契約に定める通算支払限度に達したこと ②主契約の高度障害保険金が支払われたこと
医療保険〔2005〕	①主契約の高度障害保険金が支払われたこと

※ **就労困難状態B** については、[P.11](#)をご覧ください。

介護一時金特約

- 主契約が「疾病入院保険」または「医療保険〔2005〕」の場合で、つぎの(1)または(2)に該当したときは、介護一時金をお支払いします。
 - 「日常生活動作における要介護状態」に該当した日からその日を含めて180日を経過する前に、つぎの(ア)(イ)いずれかの事由によりこの特約が消滅し、消滅後にその状態が180日以上継続したと医師により診断されたとき
 - 「認知症による要介護状態」に該当した日からその日を含めて90日を経過する前に、つぎの(ア)(イ)いずれかの事由によりこの特約が消滅し、消滅後にその状態が90日以上継続したと医師により診断されたとき

(ア)疾病入院保険	①主契約の疾病入院給付金の支払日数が主契約に定める通算支払限度に達したこと ②主契約の高度障害保険金が支払われたこと
(イ)医療保険〔2005〕	①主契約の高度障害保険金が支払われたこと

認知症介護一時金特約

- 主契約が「疾病入院保険」または「医療保険〔2005〕」の場合で、「認知症による要介護状態」に該当した日からその日を含めて90日を経過する前に、つぎのいずれかの事由によりこの特約が消滅し、消滅後にその状態が90日以上継続したと医師により診断されたときは、認知症介護一時金をお支払いします。

疾病入院保険	①主契約の疾病入院給付金の支払日数が主契約に定める通算支払限度に達したこと ②主契約の高度障害保険金が支払われたこと
医療保険〔2005〕	①主契約の高度障害保険金が支払われたこと

傷害特約〔医療保険〕（ケガの特約）

■ 特定損傷給付金

支払対象外	骨粗しょう症などによる病的骨折、軟骨の損傷や断裂、先天性脱臼、反復的脱臼
-------	--------------------------------------

■ 災害通院給付金

支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> 平常の生活または業務に従事することに支障がない程度に治ったとき以降の通院 治療処置を伴わない薬などの受取りのみの通院
-------	---

- 主契約(*2)の疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われる日については、**災害通院給付金はお支払いしません**。
(*2) 主契約が「疾病入院保険」の場合は、「主契約」または「災害入院特約」とします。

入院一時金特約〔2020〕

- 複数回入院した場合で、主契約(*3)によってそれらの入院が「1回の入院」とみなされるときは、入院一時金を1回分のみお支払いします。
- 主契約(*3)の疾病入院給付金および災害入院給付金の支払事由が重複して生じたときは、その入院の入院日から退院日までを継続した1回の入院として入院一時金を1回のみお支払いします。
- 主契約が「疾病入院保険」、「医療保険〔2005〕」または「引受基準緩和型医療保険」の場合、災害による入院一時金の保障期間は満90歳に達した後に到来する最初の主契約の年単位の契約応当日の前日までとなります。
(*3) 主契約が「疾病入院保険」の場合は、「主契約」または「災害入院特約」とします。

終身特約〔低解約払戻金〕

- 特約死亡保険金と特約高度障害保険金は**重複してお支払いしません**。
- 主契約が「疾病入院保険」の場合、主契約の疾病入院給付金のお支払日数が主契約に定める通算支払限度に達したことによりこの特約が消滅した時点で、回復の見込みがないことのみが明らかでないことが理由で高度障害保険金が支払われないときは、その後もその状態が継続し、かつその回復の見込みがないことが明らかになった際に、高度障害保険金をお支払いします。

▶ 次ページへ続く

▶ 前ページからの続き

特約の消滅

下記の事由に該当した場合、特約は消滅します。

通院特約	<ul style="list-style-type: none"> 給付金のすべての通算支払限度に達したとき 主契約(*)の疾病入院給付金・災害入院給付金のすべての通算支払限度に達したとき 主契約が「疾病入院保険」の場合、「災害入院特約」または「手術特約」が解約等の理由で消滅したとき
女性疾病入院特約	<ul style="list-style-type: none"> 通算支払限度に達したとき
女性特定手術特約	<ul style="list-style-type: none"> 給付金のすべての支払限度に達したとき 支払対象となる乳房・子宮・卵巣のすべてを喪失し、かつ支払事由に該当する可能性がなくなったとき(この場合、裏面に記載のアフトラックコールセンターにご連絡ください)
特定生活習慣病保障特約	<ul style="list-style-type: none"> 第5回の特定生活習慣病保障給付金の支払事由が該当したとき
就労所得保障一時金特約	<ul style="list-style-type: none"> 就労所得保障一時金が支払われたとき
精神疾患保障一時金特約	<ul style="list-style-type: none"> 精神疾患保障一時金が支払われたとき
介護一時金特約	<ul style="list-style-type: none"> 介護一時金が支払われたとき
認知症介護一時金特約	<ul style="list-style-type: none"> 認知症介護一時金が支払われたとき
ケガの特約	<ul style="list-style-type: none"> 給付金のすべての通算支払限度に達したとき 主契約の保険料払込みが免除されたとき
総合先進医療特約	<ul style="list-style-type: none"> 通算支払限度に達したとき
入院一時金特約	<ul style="list-style-type: none"> 主契約(*)の疾病入院給付金・災害入院給付金のすべての通算支払限度に達したとき 主契約が「疾病入院保険」の場合、「災害入院特約」が解約等の理由で消滅したとき
終身特約	<ul style="list-style-type: none"> 特約死亡保険金の全部がリビング・ニーズ保険金として支払われたとき(リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅します) 特約高度障害保険金が支払われたとき(高度障害状態に該当した日にさかのぼって消滅します)

(*)主契約が「疾病入院保険」の場合は、「主契約」および「災害入院特約」とします。

04 契約者配当金・解約払戻金

契約者配当金・解約払戻金のお支払いについては、下記のとおりです。

▶▶解約払戻金について、詳しくは [しおり](#) 解約払戻金について をご確認ください。

契約者配当金	特約には 契約者配当金がありません。
解約払戻金	<ul style="list-style-type: none"> ●「終身特約」 <ul style="list-style-type: none"> ●契約時の年齢やご契約の経過年数などに応じて、当社所定の 解約払戻金をお支払いします。 ●保険料払込期間中の解約払戻金は低解約払戻金割合を適用しており、低解約払戻金割合を適用しない場合の70%の額となります(既払込保険料の70%の額ではありません)。 ●ご契約から短期間で解約した場合、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。 ●「終身特約」以外の特約 解約払戻金はありません。

05 保険料の払込方法

●保険料は被保険者の性別および満年齢によって決まります。

※主契約の保険料払込期間が終身の場合は、中途付加日時点における満年齢となります。
主契約の保険料払込期間が歳払済の場合は、中途付加日の直前の主契約の年単位の契約応当日時点における満年齢となります
(中途付加日が主契約の年単位の契約応当日と一致する場合は中途付加日時点での満年齢)。

●具体的な保険料についてはパンフレット「保険料表」、「ご提案書」などをご確認ください。

▶▶保険料払込期間について、詳しくは [02 契約内容\(保険期間、保険料払込期間など\)](#) [P.02~06](#) をご確認ください。

▶▶特約の更新・継続について、詳しくは [09 特約の更新・継続](#) [P.24](#) をご確認ください。

払込方法

保険料の払込方法は「月払」「半年払」「年払」があり、主契約と同一の払込方法で、特約保険料を追加してお払込みいただきます。

保険料払込期間

主契約の保険料払込期間が終身の場合

[三大疾病無制限入院特約](#) [通院特約](#) [女性疾病入院特約](#) [三大疾病一時金特約](#) [特定生活習慣病保障特約](#)
[介護一時金特約](#) [認知症介護一時金特約](#) [入院一時金特約](#) [終身特約](#) の保険料

特約保険料を終身にわたってお払込みいただきます。



[就労所得保障一時金特約](#) [精神疾患保障一時金特約](#) の保険料

特約保険料は、**特約の保険期間満了年齢の誕生日の直後に迎える中途付加日の年単位の契約応当日の前日まで**お払込みいただきます。

〈例〉特約の保険期間が60歳満期で、中途付加日が7月1日、誕生日が12月1日の場合



[女性特定手術特約](#) [総合先進医療特約](#) の保険料

10年ごとに更新があります。更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まり、更新日から更新後の保険期間満了日までお払込みいただきます。

[ケガの特約](#) の保険料

継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の満年齢、職業、保険料率によって決まります。

●保険料払込期間が終身で、保険料の払方タイプが半額タイプの主契約に特約を中途付加した場合、その特約の保険料は半額になりません。

▶ 次ページへ続く

▶ 前ページからの続き

主契約の保険料払込期間が60歳/65歳払済の場合

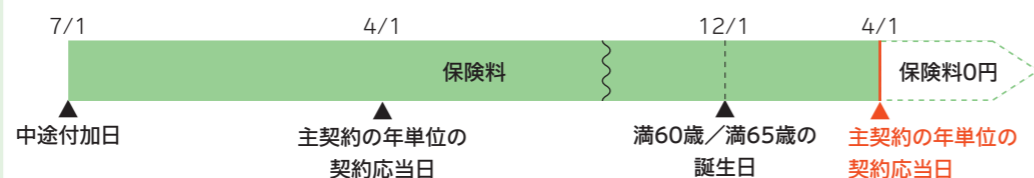
三大疾病無制限入院特約 通院特約 女性疾病入院特約 三大疾病一時金特約 特定生活習慣病保障特約
 介護一時金特約 認知症介護一時金特約 入院一時金特約 終身特約 の保険料

保険料払込期間が60歳/65歳払済の主契約に保険期間が終身の上記特約を中途付加する場合、**保険料払込期間を「①主契約と同一」または「②終身」から選択することができます。**ただし、同月に複数付加する場合は、保険料払込期間は「①主契約と同一」または「②終身」のいずれか一方しか選択できません。

①特約の保険料払込期間を「主契約と同一」とした場合

満60歳または満65歳の誕生日の直後に迎える**主契約の年単位の契約応当日から特約保険料の負担がなくなります。**

〈例〉主契約の年単位の契約応当日が4月1日、中途付加日が7月1日、誕生日が12月1日の場合



②特約の保険料払込期間を「終身」とした場合

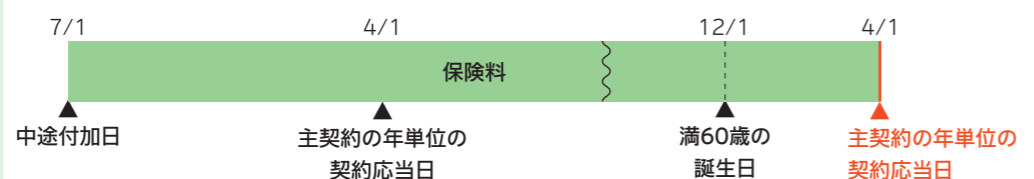
特約保険料を終身にわたってお支払いいただきます。



就労所得保障一時金特約 精神疾患保障一時金特約 の保険料

特約保険料は、**特約の保険期間満了年齢の誕生日の直後に迎える主契約の年単位の契約応当日の前日まで**お支払いいただきます。

〈例〉特約の保険期間が60歳満期で、主契約の年単位の契約応当日が4月1日、中途付加日が7月1日、誕生日が12月1日の場合



女性特定手術特約 総合先進医療特約 の保険料

満60歳または満65歳の誕生日の直後に迎える**主契約の年単位の契約応当日以降も保険料をお支払いいただきます。**

- ・10年ごとに更新があります。更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まり、更新日から更新後の保険期間満了日までお支払いいただきます。
- ・主契約の保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお支払いいただき継続できます。(*)

ケガの特約 の保険料

- ・継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の満年齢、職業、保険料率によって決まります。
- ・主契約の保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお支払いいただき継続できます。(*)

(*)「主契約」の保険料払込期間満了後の特約保険料のお支払いについて、詳しくは

09 特約の更新・継続 P.24 をご確認ください。

06 保険料払込経路(中途付加日など)

お申込みから保険料払込みの流れは、払込経路(「個別取扱」「団体・集団取扱」など)により異なります。なお、「女性特定手術特約」の**乳房に関する保障**および、「三大疾病一時金特約」の**がん(悪性新生物)の保障の開始には「待ち期間」があります。**

▶▶保障の開始について、詳しくは **注意喚起情報** P.28 をご確認ください。

個別取扱(月払)

- 中途付加日：特約を主契約に中途付加して締結する際に、ご契約者が指定した月の主契約の契約応当日

団体・集団取扱(月払)

- 中途付加日：特約を主契約に中途付加して締結する際に、ご契約者が指定した月の主契約の契約応当日
- 給与控除の場合、保険料は毎月給与よりお支払いいただきます。
- 集金代行の場合、保険料は団体(集団)の集金事務委託会社の請求に基づき、契約者の指定口座から自動振替によりお支払いいただきます。

➕補足

団体(集団)を退職(脱退)した場合は、個別取扱に変更して契約をご継続いただけます(保険料は個別料率に変わります)。

07 保険料に関する留意事項

高度障害状態または身体障害状態による保険料の払込免除について

- 所定の高度障害状態(*1)になった場合、または不慮の事故によるケガによって180日以内に所定の身体障害状態になった場合は、中途付加した特約についてもその後の保険料のお支払いを免除します(「ケガの特約」は除く)。ただし、主契約が引受基準緩和型の医療保険の場合は、不慮の事故によるケガによって180日以内に所定の高度障害状態または所定の身体障害状態になった場合に、その後の保険料のお支払いを免除します。(*2)

(*1)主契約が「疾病入院保険」または「医療保険[2005]」の場合で、「保険金不担保特則」が付加されていない場合、高度障害状態になったときは高度障害保険金をお支払いし、ご契約は消滅します。

(*2)主契約が「引受基準緩和型医療保険」、「引受基準緩和型新医療保険」、「引受基準緩和型医療保険[無解約払戻金]」または「引受基準緩和型医療保険A[無解約払戻金]」の場合、主契約(主契約と同時に付加した特約も含まれます)には病気を原因とする高度障害状態による保険料払込免除はありません。

- 中途付加した特約の責任開始期前に保険料が払込免除となる原因が生じた場合で、中途付加した特約の保険料のお支払いが免除されないときは、その特約は無効となり、すでに払い込まれた特約の保険料を契約者に払い戻します(「ケガの特約」は除く)。

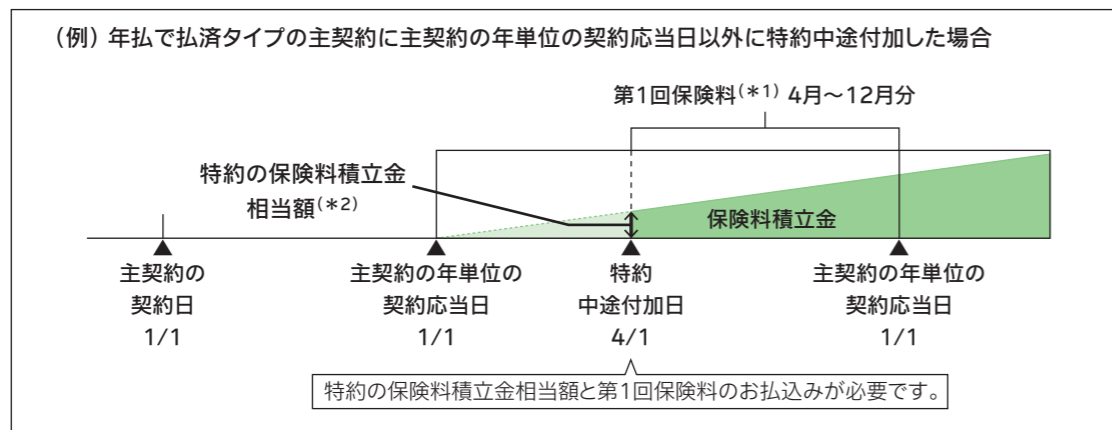
▶▶詳しくは **しおり** 保険料の払込免除について をご確認ください。

次ページへ続く▶

▶ 前ページからの続き

特約保険料の払込について

- 主契約の保険料払込期間が終身の場合は、調整保険料(払方調整保険料)が発生する場合があります。主契約の保険料払込方法が年・半年払で、年・半年単位の契約応当日以外に中途付加した場合、第1回保険料は付加月から直後に到来する主契約の年・半年単位の契約応当日の属する月の前月までの月数分相当の金額となります。
 - 主契約の保険料払込期間が払済タイプのご契約で、年単位の契約応当日以外に中途付加した場合、第1回保険料^(*)に加えて、保険料積立金相当額のお払込みが必要です。^(*)
- ▶詳しくは [しおり](#) 特約保険料の払込について をご確認ください。



- (*)主契約の保険料払込方法(回数)が年・半年払で、年・半年単位の契約応当日以外に中途付加した場合、第1回保険料は付加月から直後に到来する主契約の年・半年単位の契約応当日の属する月の前月までの月数分相当の金額となります(「調整保険料(払方調整保険料)」といいます)。
- (*)中途付加する特約の保険料は、中途付加日の直前の主契約の年単位の契約応当日における被保険者の満年齢によって計算します。そのため、中途付加日が年単位の契約応当日と異なる場合は、中途付加日時点で積み立てるべき保険料積立金が不足するため、保険料積立金相当額のお払込みが必要です(「調整保険料(一括調整保険料)」といいます)。
- 特約の前納取扱いは主契約に準じますが、特約の保険期間を超える前納は取扱いません。

三大疾病保険料払込免除特約等について

- 主契約に「三大疾病保険料払込免除特約」「三大疾病保険料払込免除特約〔2020〕」「引受基準緩和型三大疾病保険料払込免除特約」が付加されていて免除事由に該当した場合は、中途付加した特約についてもその後の保険料のお払込みを免除します(「ケガの特約」は除く)。
- 「三大疾病保険料払込免除特約」「三大疾病保険料払込免除特約〔2020〕」「引受基準緩和型三大疾病保険料払込免除特約」を付加した主契約に特約中途付加する場合、中途付加した特約も「三大疾病保険料払込免除特約」「三大疾病保険料払込免除特約〔2020〕」「引受基準緩和型三大疾病保険料払込免除特約」が付加されている場合の保険料となり、付加されていない場合の保険料に比べ、高くなります。また、中途付加した特約に適用される「三大疾病保険料払込免除特約」「三大疾病保険料払込免除特約〔2020〕」「引受基準緩和型三大疾病保険料払込免除特約」の保険料率は、特約中途付加時点の健康状態で判定された保険料率が適用されます。

- 中途付加した特約に関する「三大疾病保険料払込免除特約」「三大疾病保険料払込免除特約〔2020〕」「引受基準緩和型三大疾病保険料払込免除特約」のがん(悪性新生物)の保障は中途付加した特約の責任開始期から3か月の待ち期間があります。がん(悪性新生物)の責任開始日の前日以前にがん(悪性新生物)と診断確定された場合、その特約は無効となり、すでに払い込まれた特約の保険料を契約者に払い戻します(「ケガの特約」は除く)。
- 中途付加した特約の責任開始期前に保険料が払込免除となる原因が生じた場合で、中途付加した特約の保険料のお払込みが免除されないときは、その特約は無効となり、すでに払い込まれた特約の保険料を契約者に払い戻します(「ケガの特約」は除く)。

「特定生活習慣病保障特約」について

支払事由に該当した場合は、「特定生活習慣病保障特約」について、その後の保険料のお払込みは不要となります。なお、支払事由該当後は、この特約のみの解約および減額はできません。ただし、支払事由該当後であっても、主契約が消滅または失効した場合は、本特約も同時に消滅または失効します。

保険料の高額割引制度 終身特約

保険金額500万円から、保険料の高額割引制度が適用されます。

累計払込保険料について

就労所得保障一時金特約 介護一時金特約 認知症介護一時金特約 終身特約

下記特約を付加した場合、ご契約内容や経過年数などによっては特約給付金額、特約保険金額や解約戻金の特約の累計払込保険料を下回る場合がありますのでご注意ください。

- 就労所得保障一時金特約
- 介護一時金特約
- 認知症介護一時金特約
- 終身特約

08 お引受けの条件

- 現在入院中の方、入院・手術を勧められている方はお申込みいただけません。
- 特約の被保険者は主契約の被保険者と同一とします。
- 被保険者の健康状態や仕事の内容などによっては、お申込みをお引受けできない場合があります。また、健康状態によって、それぞれの特約について「特別条件特則」や「特別保険料率に関する特則」の条件を付けてお引受けできる場合があります(「ケガの特約」を除く)。「特別条件特則」や「特別保険料率に関する特則」の条件を付けてお引受けする場合、お客様あてに書面または募集代理店を通じてその条件をご提示しますので、ご承諾いただければご契約は成立します。ご承諾にあたっては、所定の「承諾書」をご提出いただく場合があります。

特別条件特則 ^(*)	特定疾病・部位不担保法	会社が指定した特定の疾病・部位について所定の期間保障しない条件でご契約をお引受けするものです。
	特定高度障害状態不担保法	高度障害状態のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当したときは保障しない条件でご契約をお引受けするものです。
特別保険料率に関する特則		割増された保険料をお払込みいただくことでご契約をお引受けするものです。

(*)主契約に特定高度障害状態不担保法による特別条件特則が付加されている場合は、特約にも本特則が付加され、特定高度障害状態不担保法が適用されるものとします。

- お引受けにあたっては、当社所定の制限を定めています。詳しくは、裏面に記載のアフラックコールセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。

09 特約の更新・継続

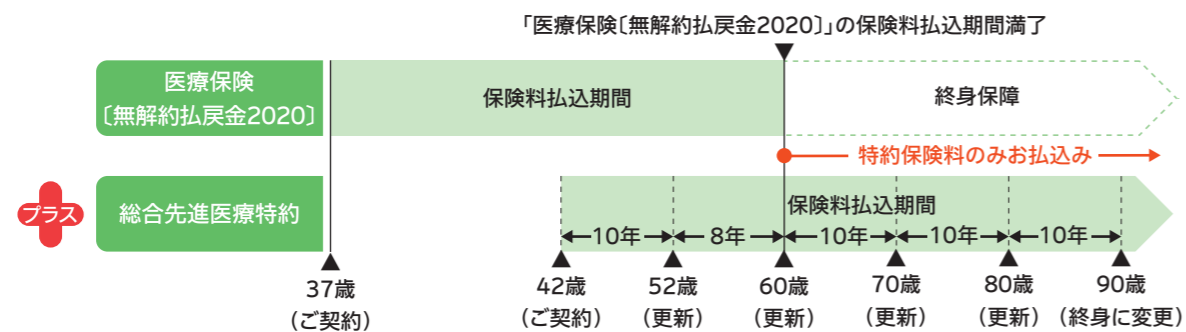
下記の特約は、健康状態にかかわらず、自動的に更新(自動更新)されます。**更新しない場合は、特約保険期間満了日の2か月前までにご連絡ください。**なお、更新後の特約には、更新日現在の特約条項が適用されます。また、「女性特定手術特約」「総合先進医療特約」を更新した場合、給付金の支払限度は、更新前の特約で支払われた給付金を通算して判定します。

▶▶詳しくは [しおり](#) 特約の更新について をご確認ください。

特約名称	更新時の年齢	更新後の保険期間	備考
女性特定手術特約	満70歳以下	10年満期(*)	<ul style="list-style-type: none"> 保険料の払込みが免除されている場合でも、更新できます。 満80歳以上の場合、更新できません。
	満71歳～満79歳	80歳満期	
総合先進医療特約	満80歳以下	10年満期(*)	<ul style="list-style-type: none"> 満81歳～満95歳での更新時に限り、申し出により保険期間を終身に變更して更新できます。 保険料の払込みが免除されている場合でも、更新できます。

(*)更新後の特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日を超えると、**特約の保険期間は主契約の保険料払込期間満了日まで**となり、その後の特約の保険期間は10年で自動更新されます。なお、主契約の**保険料払込期間満了後は、特約保険料を年払でお払込みいただき継続できます。**ただし、特約保険料が当社の定める条件を満たすときは、お申出により月払または半年払への変更が可能です。

〈例〉「医療保険〔無解約払戻金2020〕」の60歳払済タイプを37歳で契約し、「総合先進医療特約」を42歳で中途付加された場合



「ケガの特約」の継続について

- 継続後の特約の保険期間は1年です。
 - 当社が承諾した場合、最長70歳まで継続できます。
 - 継続を希望しない場合は、特約保険期間満了日の2か月前までにご連絡ください。
 - 継続後の特約には、継続日現在の特約条項が適用されます。また、給付金の支払限度は、継続前の特約で支払われた給付金を通算して判定します。
 - 主契約の**保険料払込期間満了後は、特約保険料を年払でお払込みいただき継続できます。**ただし、特約保険料が当社の定める条件を満たすときは、お申出により月払または半年払への変更が可能です。
 - つぎのいずれかに該当する場合、特約は継続できません。
 - 契約後、「職業・職種分類B」に該当する職業に変更されたとき
 - 継続後の特約保険期間満了日翌日の年齢が70歳を超えると
 - 主契約の保険料の払込みを免除しているとき
- ▶▶「ケガの特約」の継続について、詳しくは [しおり](#) 「ケガの特約」について をご確認ください。
- ▶▶「職業・職種分類B」に該当する職業について、詳しくは [しおり](#) 「ケガの特約」について をご確認ください。

● 相談・照会・苦情について ●

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については、裏面に記載のアフターコールセンターまでご連絡ください。なお、この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

▶▶詳しくは [注意喚起情報 P.34](#) をご確認ください。

注意喚起情報

- 1 この「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して**特にご注意いただきたい事項**や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 2 ご契約に際しては「**契約概要**」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

01

反社会的勢力に該当する場合

反社会的勢力に該当する場合、 保険契約のお申込みはできません。

- 契約者、被保険者または保険金等の受取人が、反社会的勢力(*1)に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(*2)を有している場合には、保険契約のお申込みはできません。

(*1) 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*2) 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

02

告知義務

▶▶参照 しおり お申込にあたって

正しく告知していただかないと、
ご契約を解除することがあります。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態・職業などについて、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態・職業など「告知書」上で当社がおたずねすることからについて、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- 医師の診査を受けて契約される場合、医師が口頭で告知を求めることがあります。その場合もありのままを伝えて(告知して)ください。
- 生命保険募集人・募集代理店には告知受領権がありませんので、**口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

補足

- 告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- 当社の社員または当社で委託した担当者が、「ご契約のお申込後」または「給付金・保険金などのご請求」や「保険料払込免除のご請求」の際に、**お申込みの内容やご請求の内容などについて確認する場合があります。**

既往症や通院歴などがある場合

当社では、被保険者の健康状態などに応じて、つぎのいずれかの対応を行います。

- 申込内容のとおりにお引受け
- 「特別条件特則」を付加することで条件付でお引受け
- 「特別保険料率に関する特則」を付加することで保険料を割増してお引受け
- 一部特約のみをお断り
- お申込みをお断り



「告知義務違反」がある場合、
ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除することがあるケース

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、特約の責任開始日から2年以内のとき
- 特約の責任開始日から2年を経過していても、給付金などの支払事由が2年以内に生じていた場合

上記の場合、給付金・保険金などの支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払込みを免除することはできません。なお、**解除**用語の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取消しなどにより、給付金・保険金などをお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

用語

- 「解除」とは
保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させること

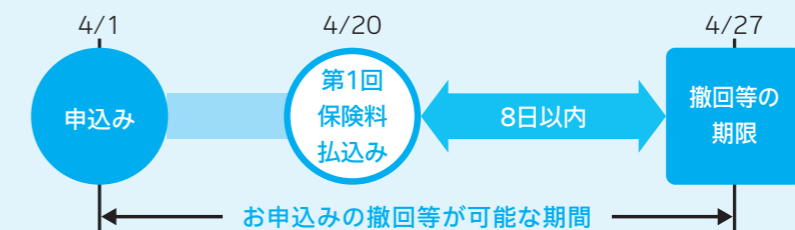
03

お申込みの撤回または解除

所定の期間内であれば、お申込みの
撤回または解除ができます。

契約者(契約を申し込まれる方)は、「申込み」および「第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)払込み」が**ともに完了した日からその日を含めて8日以内**(郵便の場合、8日以内の消印有効)であれば、申し込まれたご契約の**撤回**用語または**解除**(以下「お申込みの撤回等」といいます)ができます。この場合、払い込まれた保険料は返金します。(クーリング・オフ制度)

〈例〉4月1日にお申込みの場合



【お申込みの撤回等の方法】

上記の期間内に当社オフィシャルホームページから撤回等のお申し出を送信していただくか、または当社宛てに郵便により文書を送付してください。

- 当社オフィシャルホームページよりお申込みの撤回等をする場合
以下のURLにアクセスし、必要項目を入力の上、送信してください。

アフラックホームページ <https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php>

スマホは
こちらから



- 郵便によりお申込みの撤回等をする場合

※ハガキなどの書面に下記の〈記入項目〉を漏れなく記載してください。書式は自由です。

〈記入項目〉

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ①記入日 | ⑤契約者の住所・電話番号 |
| ②撤回等の理由および撤回等をしたい意思 | ⑥被保険者名 |
| ③契約者の自署・フリガナ | ⑦特約種類 |
| ④契約者の生年月日 | ⑧証券番号(不明の場合は未記入でも可) |

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

〈郵送先〉

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号
アフラック 契約部 撤回担当行



つぎの場合には、
お申込みの撤回等ができません。

- 当社が指定した医師の診査を受けた場合
- すでに契約したご契約の内容を変更する場合

用語

- 「撤回」とは
ご契約のお申込み後に、申込者をご契約のお申込みを取り下げること

04

保障の開始

申込日が保障の開始ではありません。

ご契約上の保障を開始する時期(日)を「責任開始期(日)」といいます。

「女性特定手術特約」の乳房に関する保障、「三大疾病一時金特約」のがん(悪性新生物)の保障には、「責任開始期(日)」までの待ち期間があります。

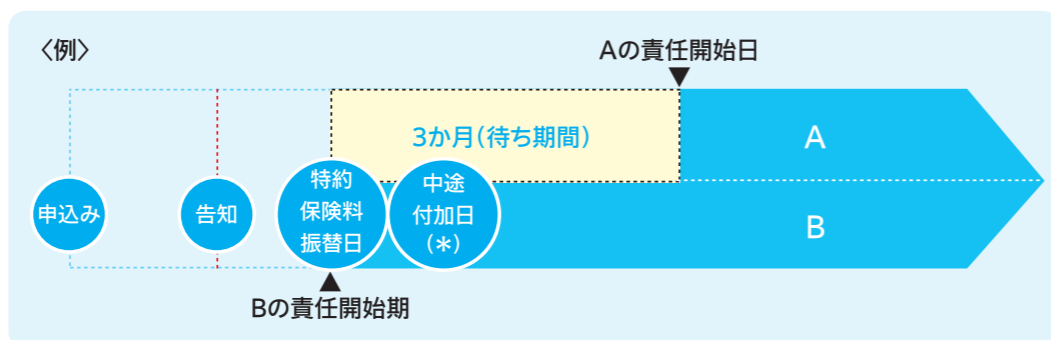
当社がご契約をお引受けした場合の「責任開始期(日)」は、つぎのとおりです。

A	待ち期間 がある	<ul style="list-style-type: none"> 「女性特定手術特約」の乳房に関する保障 「三大疾病一時金特約」のがん(悪性新生物)の保障
B	待ち期間 がない	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の保障

個別取扱、団体・集団取扱 共通

Aの保障：「第1回特約保険料の振替が完了した時」と「中途付加日」のいずれか早い日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日から保障を開始とします。

Bの保障：「第1回特約保険料の振替が完了した時」と「中途付加日」のいずれか早い日から保障を開始とします。



(*) 中途付加日: 既にご契約の医療保険の月単位の契約応当日

補足

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行います)。

05

お支払いできない場合

▶▶参照 **しおり** お支払いできない場合について

給付金・保険金などをお支払いできないことがあります。

- **責任開始期(日)より前**に発病した病気や、責任開始期(日)より前に発生した不慮の事故を原因とする場合
- 告知内容が事実と相違し、**告知義務違反によりご契約が解除**された場合
- 保険料のお払込みがなかったため、**ご契約が失効** **用語** している場合
- **保険契約に関する詐欺行為**によりご契約が取消しとなった場合や、給付金・保険金などの**不法取得目的**によりご契約が無効になった場合
- **給付金・保険金などを詐取する目的で事故を起こしたとき**や、契約者、被保険者または給付金・保険金などの受取人が、**暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当**すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- **免責事由に該当**した場合
 - 〈例〉・原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの
 - ・「終身特約」の特約死亡保険金の場合、保障の開始から3年以内の被保険者の自殺

上記以外にも、給付金・保険金などをお支払いできないことがあります。

▶▶詳しくは **契約概要 P.07~17** のほか「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

用語

- 「失効」とは
保険料払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるため給付金などは支払われない)

06

給付金・保険金などのご請求

給付金・保険金などのご請求の際は、当社または担当代理店までご連絡ください。

- 給付金・保険金などは、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金・保険金などの支払事由が生じた場合だけでなく、**お支払いの可能性があらわれる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに下記の当社窓口または担当代理店にご連絡ください。**

インターネットの場合

アフラックホームページ

こちらから
アクセス

キーワードで検索

アフラック 給付金 検索



原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。

請求書類のお取り寄せ パソコン スマートフォン	請求書類を郵送にてお取り寄せいただけます。
請求書類のダウンロード パソコン	パソコンサイトでは一部の請求書類をダウンロードしていただけます。
給付金デジタル請求サービス パソコン スマートフォン	インターネット上で給付金請求手続きを完結できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件がございます。

お電話の場合

アフラック 保険金コンタクトセンター

0120-555-877 通話料無料

<オペレーターによる受付>

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
9:00～17:00

<24時間自動音声応答サービス 給付金のご請求手続き>
年中無休（24時間受付）

- 指定受取人ががんの告知を受けていないなどの特別な事情がある場合には、個別のご相談を承っています。

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります。**ご不明な点がある場合は上記の当社窓口または担当代理店にご連絡ください。
- 支払事由については [契約概要 P.07～17](#) のほか「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 被保険者が受取人となる給付金・保険金などについて、被保険者が請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方（指定代理請求人）が被保険者に代わって請求できます（法人契約で受取人が法人の場合を除きます）。
▶詳しくは [しおり「指定代理請求特約」](#) について をご確認ください。

補足

契約者の住所などを変更された場合は、**必ずご連絡ください。**お手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができない場合があります。

07

ご契約の失効・復活

保険料のお払込みがない場合、ご契約が失効することがあります。

ご契約の失効

- 主契約が失効した場合、特約も失効します。
- 保険料のお払込みがないまま猶予期間が過ぎると、ご契約は**払込猶予期間満了日の翌日に失効します。**

ご契約の復活

失効したご契約でも、失効した日から1年以内であれば、ご契約の復活を請求できます（「ケガの特約」を除く）。
特約のみの復活はできません。

08

解約と解約払戻金

解約払戻金の有無は
保険種類などによって異なります。

解約すると多くの場合、解約払戻金はまったくないか、あっても払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。

保険種類などによって解約払戻金があるタイプや、ないタイプ、削減タイプがあります。

09

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し

乗換えや見直しは、契約者にとって
不利益となることがあります。

「新たな保険契約への乗換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている場合は、一般的につきの点について、ご契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間のご契約の継続を条件に発生する**配当の請求権などを失う場合があります。**
- 新たな保険契約の責任開始日を起算日として、「告知義務違反」による解除の規定が適用されず。また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての**詐欺行為などが適用の対象となります。**
▶▶詳しくは [02 告知義務 \[P.26\]](#) をご確認ください。

※契約内容の見直し方法には、特約の中途付加、追加契約などがあります。利用する方法によって**取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります。**



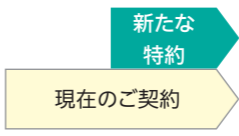
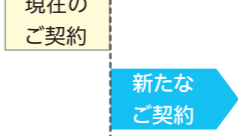
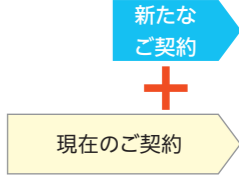
健康状態などによってはお引受けできません。

新たな保険契約への乗換えやご契約の見直しをされる場合、改めて告知(または診査)が必要になります。健康状態などによってはお引受けできない場合があります。

10

ご契約内容の見直し方法

ご契約内容を見直す場合、
以下の見直し方法があります。

	特約の中途付加	条件付解約	追加契約
特徴	現在のご契約の保障内容や保険期間を変えずに、保障を充実させることができます。	現在のご契約を解約し、新しいご契約に加入することで、保障内容などを充実させることができます。	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。
しくみ	現在のご契約にご希望の特約を付加いただく方法です。 ご契約は1件のままです。 	保険期間を途切れさせることなく、現在のご契約を解約し、新たなご契約にご加入いただく方法です。 ご契約は1件になります。 	現在のご契約に追加して、別の新しいご契約にご加入いただく方法です。 ご契約は2件になります。 
現在のご契約	継続します	消滅します(*3)	継続します
保険料	被保険者の満年齢(*1)、保険料率(*2)により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお支払いいただきます。	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により計算します。 ※予定利率が現在のご契約より引き下げられ、 <u>保険料が引き上げられることがあります。</u>	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお支払いいただきます。

- (*1) 主契約の保険料払込期間が終身の場合は、中途付加日時点における満年齢となります。主契約の保険料払込期間が歳払済の場合は、中途付加日の直前の主契約の年単位の契約応当日時点における満年齢となります(中途付加日が主契約の年単位の契約応当日と一致する場合は中途付加日時点での満年齢)。
(*2) 中途付加日時点における保険料率となります。
(*3) 新たなご契約の責任開始日の前日に解約となります。
また、解約払戻金などがあれば契約者へお支払いします(新たなご契約に充当はされません)。

- いずれの方法をご利用いただく場合も改めて告知が必要になるため、被保険者の**健康状態などによっては、ご利用できない場合があります。**



現在ご契約の医療保険の種類や内容によっては取扱いできない場合があります。

各医療保険の見直し方法の詳細については、当社ホームページをご確認いただくか、裏面に記載のアフラックコールセンターまたは募集代理店にお問い合わせください。

11

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

当社は「生命保険契約者保護機構」の
会員会社です。

- 保険会社の業務または財産状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額・保険金額などが削減されることがあります。
- 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、契約時の給付金額・保険金額などが削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構

☎ 03-3286-2820 受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※ 祝日・年末年始を除きます。

ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

12

相談・照会・苦情の窓口

お客様の相談・照会・苦情を
お受けします。

- 保険に関する相談・照会・苦情などがある場合は、下記の当社コールセンターまたは本冊子裏面の募集代理店にご連絡ください。

アフラックコールセンター

通話料 0120-5555-95 受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～18:00
[土曜日] 9:00～17:00
※ 祝日・年末年始を除きます。

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客様の相談をお受けしています。
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。
- この商品にかかる指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

一般社団法人 生命保険協会

ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>

その他重要事項

- 1 この「その他重要事項」には、ご契約のお申込みに際して「契約概要」「注意喚起情報」とあわせてご確認いただきたい補足的情報をまとめています。
- 2 ご契約に際しては「契約概要」「注意喚起情報」のほか、ご契約に関するとりきめを詳しく記載している「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みください。

01 個人情報の取扱い(保険契約者および被保険者の皆様へ)

プライバシーポリシー

当社は「個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これにもとづいて業務を行っています。その内容は、当社ホームページにてご確認ください。

02 ダックの医療相談サポート

「ダックの医療相談サポート」は一部を除き無償でご利用いただけるサービスです。



サービス内容

- **オンライン医療相談サービス** (サービス提供会社：(株)メディカルノート)
 専門医を中心とした医療チームに、病気や身体に関する様々な悩みを月10回まで無料でご相談いただけます。一つのご相談に対しては何度でも追加質問ができますので、納得のいくまでご相談が可能です。
ご契約者様がご利用いただけます。
- **24時間健康電話相談サービス** (サービス提供会社：(株)ウェルネス医療情報センター)
 健康や医療に関するご相談に、看護師などの医療専門スタッフ(医師を除く)が24時間365日お電話でお応えします。気になる体の症状や治療のご相談にも応じます。
ご契約者様とご家族がご利用いただけます。
- **セカンドオピニオンサービス** ベストドクターズ®・サービス (サービス提供会社：(株)法研)
 セカンドオピニオンとは、納得がいく治療方法を選択できるように、現在診療を受けている主治医とは別の医師に診断や治療方針・方法など「第二の意見」を求めることです。このサービスでは、優秀な医師の中からご利用者様の病名や症状に合わせて専門医をご紹介します。
被保険者様がご利用いただけます。
- **治療を目的とした専門医紹介サービス** ベストドクターズ・サービス (サービス提供会社：(株)法研)
 医師同士の相互評価で一定の評価を得た優秀な医師の中から、ご利用者様の病名や症状に合わせて専門医をご紹介します。医師から受診の承諾を得た後にご紹介しますので、紹介されたものの実際には診てもらえないなどという心配はありません。
被保険者様がご利用いただけます。
- **メンタルヘルス電話相談サービス** (サービス提供会社：(株)保健同人社)
 こころの悩みや不安に対するご相談に医師や心理専門相談員がお電話でお応えします。
被保険者様がご利用いただけます。
- **メンタルヘルス面談サービス** (サービス提供会社：(株)保健同人社)
 全国約180か所(*)の提携機関にて、医師や心理専門相談員による面談をご利用いただけます。
 (*)2020年8月現在
被保険者様がご利用いただけます。
- **介護電話相談サービス** (サービス提供会社：(株)ウェルネス医療情報センター)
 公的介護保険制度の詳細やホームヘルパーの依頼先など、介護に関するご相談に専門のスタッフがお応えします。各種介護サービス会社・施設などもご紹介します。
ご契約者様とご家族がご利用いただけます。

※Best Doctors®およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc.の商標です。

対象の医療保険および各サービスについて、詳しくは下記URLをご確認ください。

URL <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/iryosoudansupport.html>

サービスに関する注意事項

■ダックの医療相談サポートに関する注意事項

- これらのサービスは、(株)メディカルノート、(株)ウェルネス医療情報センター、(株)法研、(株)保健同人社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
- 対象の医療保険のご契約が有効である場合にご利用いただけます。対象の医療保険のご契約が終了している場合、また失効中の場合はご利用いただけません。
- これらのサービスは2021年1月18日現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。

■オンライン医療相談サービスに関する注意事項

- 相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。
- 医療過誤・裁判係争中の問題に関するご相談、医師への相談または紹介、メンタルヘルスに関する相談はお受けすることができません。
- 相談員の指名、コールセンターから指定の番号へのお電話、オンライン医療相談以外でのご相談(電話・メール・書面等)はお受けすることができません。
- その他、ご利用者の状況・ご相談内容・ご利用回数等により、ご利用を制限または停止する場合がございます。
- 法人契約の場合や、ご契約を解約した場合は、本サービスはご利用いただけません。

■24時間健康電話相談サービス、介護電話相談サービスにおける注意事項

- 相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療、介護に関する情報提供を目的としており、診療行為またはこれに類似するものではありません。
- 医療過誤・裁判係争中の問題に関するご相談、医師への相談または紹介、メンタルヘルスに関する相談はお受けすることができません。

■セカンドオピニオンサービス、治療を目的とした専門医紹介サービスにおける注意事項

- 病名が判明している場合に限りご利用可能です。また、すでに終了している治療についてのご相談やご依頼は受けられません。
- 救急に関するご相談やご依頼は受けられません。
- **医師の紹介料およびセカンドオピニオンの受診費用(相談料、診断料)以外は自己負担となります。 ※紹介状作成費用、交通費や宿泊費、検査や治療にかかる費用等は自己負担となります。**
- 医療過誤、裁判係争中の問題、および交通事故に起因する傷病等に関するご相談やご依頼は受けられません。
- 全ての病気・ケガを対象とするものではありません。
 例えば①美容外科、心療内科、精神科、歯科および口腔外科に関するご相談やご依頼、②日常的にみられる傷病等の治療であって専門性を必要としないものに関するご相談やご依頼は受けられません。
- 医師の指定はできません。

■メンタルヘルス電話相談サービスに関する注意事項

- 1回のご利用時間は30分までとなります。

■メンタルヘルス面談サービスに関する注意事項

- 心理専門相談員への相談は1年間(*)に5回まで無料です。**6回目以降は有料となります。**
 - **医師との面談にかかる費用は自己負担となります。**
 - 1回のご利用時間は60分までとなります。
- (*)4月1日～翌年3月31日までの期間を1年間とします。